

福岡県中小企業振興条例が成立しました



頑張る中小企業を支援します

本県の中小企業は、県内企業数の99.8%を占め、雇用の約8割を担っており、本県経済において重要な役割を担っています。

しかしながら、企業間競争の激化、市場規模の縮小など、中小企業は厳しい経営環境に直面しています。このような中、地域の活性化を図っていくためには、中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。このため、県議会では、代表質問や一般質問、委員会等において、中小企業が将来に向かって明るい展望が持てるよう中小企業振興条例の制定に向けて努力してきたところであり、このたび実現したものです。この条例は平成27年10月16日に施行されました。

目的

中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図る。

基本理念

中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。

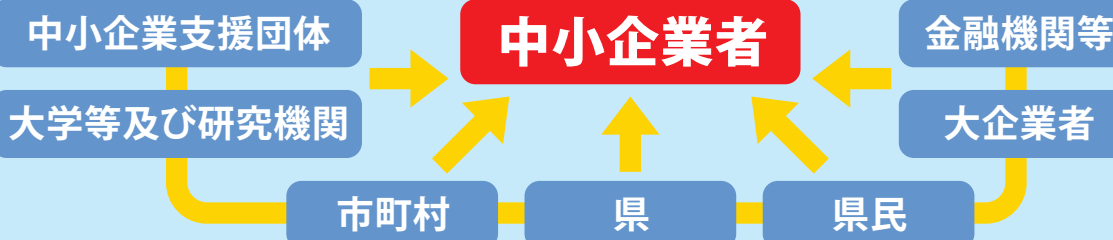
県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。

多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。

小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

県の責務や関係者の役割

全ての関係者が連携・協力して支援



基本的施策

- 創業の促進
- 経営基盤の強化の促進
- 新たな事業展開の促進
- 小規模企業者の事業の持続的な発展

地域において支援体制を整備し、関係機関が緊密に連携して支援



ふくおか
県議会だより

第16号

福岡県議会ホームページ▶

<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/>

携帯電話向けサイト▶

<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/m/>



定例会の概要

平成二十七年九月

9月定例会は、9月18日に召集され、10月9日まで22日間の会期で審議が行われました。

9月定例会には、予算議案1件、「福岡県中小企業振興条例の制定について」など条例議案7件、契約の締結に関する議案3件、経費負担に関する議案6件、人事に関する議案2件、その他の議案1件、「平成26年度福岡県一般会計決算」などの決算関係議案20件、計40件の議案が提出されました。

審議に当たっては、財政改革、中小企業振興、地方創生、医療・福祉・介護問題、観光振興、防災対策、農林水産問題、教育問題など県政全般にわたり活発な議論が交わされました。

審議の結果、提出された議案20件については、いずれも原案のとおり可決または同意されました。

20件の決算関係議案については、決算特別委員会に付託し、閉会中継続審査されることになりました。

また、決算特別委員会の委員の選任が行われました。

